

原議保存期間 10年  
(平成28年12月31日まで)

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第3号  
平成18年1月23日  
警察庁交通局交通規制課長

### ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて

道路におけるロボットの歩行又は移動を伴う実証実験(以下「ロボットの公道実験」という。)については、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号、以下「法」という。)に基づく規制の特例措置として、「「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置について」(平成15年8月28日付け警察庁丁規発第63号)により対応してきたところであるが、今般、法第47条の規定により規制の特例措置の見直しが行われ、法第3条第3項の規定により「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成17年4月22日閣議決定)が決定され、「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置については、変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表1において、全国で実施する規制改革事項として決定された。

同決定を受け、ロボットの公道実験に係る道路使用許可に関し、講ずるべき措置及び基本的な考え方等を次のとおり通知するので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達をもって「「ロボット公道実験円滑化事業」に係る特例措置について」(平成15年8月28日付け警察庁丁規発第63号)は廃止する。

### 記

#### 1 道路使用許可の対象であることの明確化のための措置

ロボットの公道実験が道路使用許可の対象であることが明確になるよう、道路交通法第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則を見直すこと。

#### 2 ロボットの公道実験に係る道路使用許可の基本的な考え方

実証実験の態様及び公益性、ロボットの運動性能、周辺の道路交通の状況等を総合的に勘案し、申請に係る行為が同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、必要に応じて条件を付した上で、許可をすること。

### 3 ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱い上の留意事項

ロボットの公道実験は、未だ実証されていない当該ロボットの運動性能等の実験のための道路使用であることにかんがみ、他の車両又は歩行者との衝突事故を防止する必要性が認められる場合は、通行規制の要否についても検討すること。

